

熊野町国土強靱化地域計画

令和3年3月
熊野町

目 次

第1節 国土強靱化の概要.....	1
第1項 計画策定の背景.....	1
第2項 計画の位置づけ.....	1
第3項 計画期間の設定.....	1
第4項 強靱化の基本目標.....	1
第5項 取組推進上の留意点.....	2
第2節 脆弱性の評価.....	2
第1項 基本的な進め方.....	2
第2項 評価の手順.....	2
第3項 想定するリスク.....	3
第4項 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定.....	3
第5項 脆弱性評価の結果.....	5
第3節 強靱化の推進に向けた取組.....	16
第1項 強靱化の推進に向けた分野の設定.....	16
第2項 各分野の強靱化に向けた取組.....	16
第4節 用語解説.....	22

第1節 国土強靱化の概要

第1項 計画策定の背景

わが国は、地理的及び自然的な特性から多くの大規模自然災害等による被害を受けてきましたが、今後も、気候変動の影響による豪雨災害等の激甚化・頻発化、また21世紀前半に南海トラフ沿いで大規模な地震が発生することが懸念されるなど、大規模自然災害等が発生するおそれがあり、これらが想定される最大の規模で発生した場合、国難ともいえる状況となるおそれがあることなどが指摘されています。

国においては、このような大規模自然災害等から国民の身体や生命、財産を保護し、国民生活及び国民経済を守ることは、国が果たすべき基本的な責任の一つであるとし、大規模自然災害等に備えた国土強靱化の取組を推進するため、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「国土強靱化基本法」という。)を制定しました。

本町においても、過去に尊い生命が失われる災害が発生しており、今後も大規模自然災害等が発生するおそれがあります。

このため、大規模自然災害等から町民の生命、身体及び財産の保護並びに町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化に必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、国及び県の施策との連携を図るとともに、町民、事業者等との連携により、強靱な地域づくりを推進するための指針として、熊野町総合計画(以下「総合計画」という。)と一体的に熊野町国土強靱化地域計画(以下「本計画」という。)を策定します。

第2項 計画の位置づけ

本計画は、国土強靱化基本法第13条に規定される本町の区域における国土強靱化に関する施策の推進のための基本的な計画で、総合計画との整合・調和を図りつつ、国土強靱化に関する本町の各分野における個別計画等の指針として定めます。

また、県が策定する「広島県強靱化地域計画」との整合を図ります。

第3項 計画期間の設定

本計画の期間は、第6次総合計画における前期基本計画(計画期間:令和3～7年度)との整合に配慮し、令和3～7年度とします。また、総合計画の後期基本計画の策定時には、国及び県の国土強靱化計画の見直しを踏まえ、本計画についても見直しを行うものとします。

第4項 強靱化の基本目標

本計画は、「国土強靱化基本法」に基づき、国の基本計画と調和を保つ必要があることから、国の基本計画と同一の目標を設定します。

- ◎ 人命の保護が最大限図られる
- ◎ 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ◎ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資する
- ◎ 迅速な復旧復興に資する

第5項 取組推進上の留意点

本計画は、総合計画の基本構想における将来像「ひと まち 育む 筆の都 熊野」を強靱化するうえでの将来像とし、町民や関係機関との協働により進めるとともに、庁内関係各課における推進体制の整備を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組みあわせて取組を推進します。

また、総合計画の成果指標による進捗管理を通じて、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の内容も踏まえながら実施計画(別途作成)等の見直しを毎年行うなど、「強靱化の基本目標」を達成するために必要な事業の見直しを効果的に推進します。

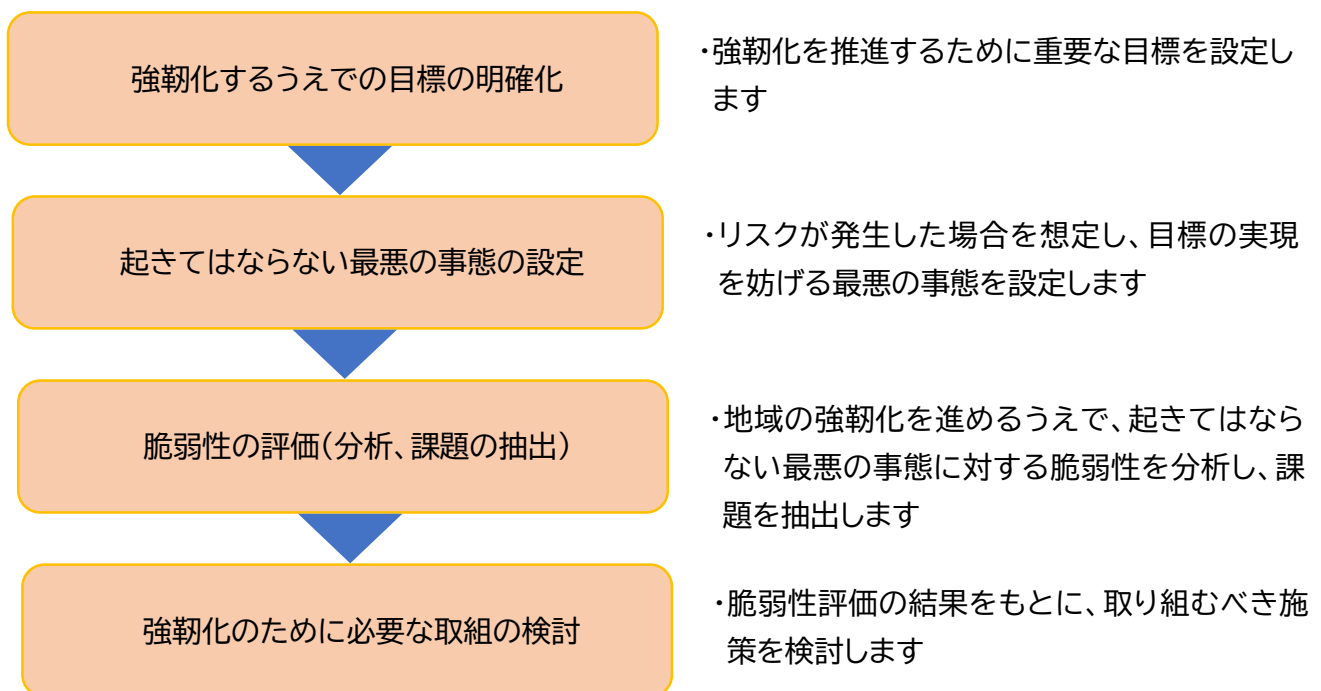
第2節 脆弱性の評価

第1項 基本的な進め方

強靱化は、いわば本町のリスクマネジメントであり、仮に起きれば本町に致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、この事態を回避するために何をすべきか、という観点から、全庁的に取組を検討しました。

第2項 評価の手順

内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行いました。



第3項 想定するリスク

豪雨災害等の激甚化や頻発化が懸念され、また南海トラフ巨大地震等が遠くない将来に発生する可能性があるなど、国の基本計画においても「大規模自然災害」を想定するリスクとしています。

本計画においても、国及び県との調和を保つこと、また過去の風水害や地震等により町内に甚大な被害が生じてきたことなどを考慮し、想定するリスクを「大規模自然災害」とします。

また、対象とする自然災害は、本町の特長、過去の災害履歴等を踏まえ、次のとおりとします。

○台風や豪雨等による風水害

風水害による災害は、平成3年9月の台風19号、平成11年6月の梅雨前線による豪雨、平成30年7月豪雨などと同程度の台風、豪雨等による河川の氾濫、浸水、土石流、がけ崩れ、家屋の倒壊等の災害を想定します。

○大規模地震による災害

本町の地震防災対策を的確に実施するうえでの基礎資料とするとともに、町民の防災意識の高揚を図るため、「広島県地震被害想定調査報告書」(平成25年10月広島県)(以下「県被害想定調査」という。)を利用して、本町における被害の想定とします。

第4項 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

「国土強靱化基本計画^{※1}」と「広島県強靱化地域計画」との調和を図り、「事前に備えるべき目標」として8つの目標を設定し、その妨げになるものとして、36項目の「起きてはならない最悪の事態」を本町の特長を踏まえたものとして設定しました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷者の発生
	1-2	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6	疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3	職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーン ^{※2} の寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
	5-2	産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震等に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
	7-5	農地・森林等の被害による町土の荒廃
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

第5項 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとに脆弱性評価を行い、課題を抽出し、8つの「備えるべき目標」ごとにまとめました。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷者の発生
	1-2	突発的または広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町内施設の耐震化が進んでいないものもあり、さらなる取組の強化が必要である。 ○ 災害発生時に自ら避難することが困難な方が多く利用する社会福祉施設の耐震化が必要である。 ○ 公共施設の老朽化が進行していることから、今後集中する施設設備の更新に際しては、「長寿命化改修」などにより、適切な維持管理等を行う必要がある。 ○ 大規模自然災害時(地震、台風、竜巻等)に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。 ○ いかなる大規模地震が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないため、自助・共助・公助の考えをもとに、県、町、関係団体がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進する必要がある。 ○ 地域の重要な防災力である消防団の団員の減少・高齢化への対策や、平日昼間の災害時の対策を講じる必要がある。また、消防署や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。 ○ 大規模自然災害時には、警察・消防・自衛隊等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、引き続き、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。 ○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。 ○ 自主防災組織が豪雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。 ○ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。 ○ 大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)が起きた際に、道路法面の崩壊や電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性があり、緊急性の高い箇所について対策を実施する必要がある。 ○ 雨水の流出抑制や町における自然環境の保全の観点から、公園や緑地等のグリーンインフラを適切に配置する必要がある。 ○ 地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。

対象の事象	回避に向けた評価結果
1-1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が円滑に避難できるように避難地を確保するとともに、狭隘な道路の拡幅等により避難路を整備する必要がある。 ○ 住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。 ○ 人口・世帯数の減少や高齢化の進行など、構造的な問題から今後も増加していくものと考えられる管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、除却や適正管理等の対策が必要である。 ○ 子どもの安全のため、通学路沿いにあるブロック塀が倒壊するのを防ぐ必要があるが、そのためには所有者の理解と協力が必要である。 ○ 過去の地震において、家具等の移動・転倒が多くの人的被害を生じさせたことを踏まえ、家具固定率の向上を図る必要がある。 ○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地の利用を図り、立地適正化計画^{※3}や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等も踏まえ、町全体の安全性を総合的に高めていく必要がある。
1-2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水や台風などによる浸水対策などとして、河川の浚渫^{※4}や整備を推進しているものの、二河川や支川沿い等の低地において浸水被害が想定されるため、さらに河川整備の促進が必要である。 ○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。 ○ 地域の防災力向上を図るため、危険箇所や避難場所等の防災情報の周知を図る必要がある。 ○ 洪水時の被害の最小化を図るため、水防法改正により国が示す新たな降雨設定に基づいた浸水想定区域図の作成を中小河川も含めて促進する必要がある。 ○ 災害時の廃棄物減量等適正処理、必要な体制の確保、さらには平時からの備え等、平成27年8月の改正・施行により廃棄物処理法に規定された事項を定める必要がある。 ○ 近年の災害の増加や被害の甚大化の傾向、大規模地震の発生の懸念に加え、自然災害のおそれのある地域への居住地の拡大などが懸念される中、土地の安全性を高めていく必要がある。 ○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地の利用を図り、立地適正化計画や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等も踏まえ、町全体の安全性を総合的に高めていく必要がある。(再掲)
1-3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本町は、盆地を取り囲む山地に多数の土砂災害危険箇所を抱えており、ハード対策には多大な費用と時間を要することから、優先度を明確にしたうえで整備を進めるとともに、町民の適切な避難行動につながるソフト対策にも取り組んでいく必要がある。 ○ 災害が発生した場合においても地域の防災拠点となる施設の整備を優先して行う必要がある。 ○ 土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組や、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、町民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。 ○ 近年の大地震において、盛土造成地の滑動崩落や、液状化被害が多数発生したことから、それらの宅地被害を防ぐため、宅地の耐震化を推進する必要がある。 ○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地の利用を図り、立地適正化計画や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等も踏まえ、町全体の安全性を総合的に高めていく必要がある。(再掲)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	2-5	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
	2-6	疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

対象の事象	回避に向けた評価結果
2-1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。 ○ 民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。 ○ 応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。 ○ 上水道事業の基幹施設は耐震化が進んでいるといえる状況にはないことから、災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。 ○ 管路の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため、計画的に更新事業を推進する必要がある。 ○ 水道施設に対し、簡易診断を実施し、耐震性能が不足する施設については、対策を実施する必要がある。 ○ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)時に適切に対処するため、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲) ○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。 ○ 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入れ体制の構築が必要である。 ○ 自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と社会福祉協議会等との協働のさらなる強化が必要である。 ○ 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症が拡大した場合における災害時では、全国からボランティアを募集することが難しいため、県や社会福祉協議会と連携し、県内でのボランティアの確保が必要である。
2-2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上輸送が機能しない場合の複数ルートの確保などの検討が必要である。 ○ 応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。(再掲) ○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。(再掲)

対象の事象	回避に向けた評価結果
2-3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲) ○ 地域の重要な防災力である消防団の団員の減少・高齢化への対策や、平日昼間の災害時の対策を講じる必要がある。また、消防本部及び消防署や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。(再掲) ○ 大規模自然災害時には、警察・消防・自衛隊等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。(再掲) ○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。(再掲) ○ 自主防災組織が豪雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲)
2-4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に、徒歩や自動車等で帰宅しようとする帰宅困難者が大量に発生しないよう、町民等に対し公共交通機関が運行を停止した場合や道路の閉鎖等があった場合の適切な行動を周知することが必要である。 ○ 応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。(再掲)
2-5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制を構築しておく必要がある。 ○ 災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。 ○ 災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。 ○ 大規模自然災害時の医療提供体制の維持を図るため、医療機関の耐震化を促進する必要がある。(再掲) ○ 少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少し、医療・介護サービスを支える人的資源が縮小することに加え、大規模自然災害や感染症による急激な感染拡大が発生した場合、医療・介護需要に対応できるだけの人材を確保できないことが予測されるため、さらなる人材確保に取り組むとともに県・近隣市町・関係機関が緊密に連携した、人材確保等、医療・介護提供体制の構築に取り組む必要がある。 ○ 大規模自然災害時において、要配慮者のニーズに合わせて緊急支援を行う体制づくりが必要である。 ○ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。(再掲) ○ 民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要がある。(再掲)
2-6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供、的確な初動体制の構築、人材の養成等が必要である。 ○ 災害時の感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から定期的予防接種を促進する必要がある。 ○ 災害時の感染症拡大防止には、医療機関や民間機関等とも連携した十分な検査体制のもと、積極的疫学調査を可能とする環境をつくり、感染者を広範かつ早期に発見する仕組みを構築する必要がある。 ○ 新型コロナウイルス感染症など、新たな感染症や、強毒で感染力の強い感染症が流行している中で避難情報が発令された場合、町民が感染リスクを不安視して、避難の遅れや自宅にとどまることがないように、町民の適切な避難行動を促進する必要がある。 ○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲)

対象の事象	回避に向けた評価結果
2-6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・同時多発的な土砂災害などの発生により、広域に多数の死者が生じた場合、道路寸断等を考慮し、各所単位での検視態勢を早期に確立する必要がある。 ○ 死者が新型コロナウイルスなど感染の疑いがある可能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。
2-7	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の非常用電源設備の導入を推進する必要がある。 ○ 感染症が流行している状況で、避難所を開設する場合には、避難者に対して手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の換気や避難者のスペース確保など、感染症対策に万全を期す必要がある。 ○ 応急用の備蓄物資について、大規模自然災害等を想定した具体的な検討を進めるほか、民間備蓄との連携等による町全体の備蓄物資の推進を図る必要がある。(再掲) ○ 災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要がある。(再掲) ○ 災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害発生時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生支援を行う体制を整備・強化する必要がある。 ○ 被災者の状況把握や、近隣市町間の円滑な連携を進めるための仕組みを整備する必要がある。 ○ 避難生活者や被災者からの相談対応窓口や、発災後における健康管理面での留意情報などをあらかじめ明らかにしておく必要がある。 ○ 各避難所において、設備環境、レイアウト、必要な資材等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や設備環境の整備を行う必要がある。 ○ 災害時において、被災者の孤立死や自殺の発生防止、早期の生活再建を支援するため、被災者に対する支援を一体的に提供する体制を構築する必要がある。 ○ 高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所が災害時に不足することがないように、福祉避難所の確保を図っていく必要がある。 ○ 高齢者や障害者等の災害時要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。 ○ 災害時において、被災された高齢者の支援を円滑に行うためには、平時から関係者の連携体制を強化させる必要があるため、災害時も機能する地域包括ケア^{※5}システムの構築が必要である。 ○ 被災者支援を円滑に行うため、多数のボランティアの受付、調整等その受入れ体制の構築が必要である。(再掲) ○ 自主防災組織、自治会等の地域組織の主体的な取組の促進、並びに地域組織と社会福祉協議会等との協働のさらなる強化が必要である。(再掲) ○ 新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症が拡大した場合における災害時では、全国からボランティアを募集することが難しいため、県や社会福祉協議会と連携し、県内でのボランティアの確保が必要である。(再掲) ○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲) ○ 地震・同時多発的な土砂災害などの発生により、広域に多数の死者が生じた場合、道路寸断等を考慮し、各所単位での検視態勢を早期に確立する必要がある。(再掲) ○ 死者が新型コロナウイルスなど感染の疑いがある可能性を考慮し、感染防止資機材を事前に確保しておく必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害発生時において、遺体を発見した場合、早期に身元確認等を実施するため、現場担当や検視担当等との情報共有態勢を構築する必要がある。 ○ 災害発生時における広域火葬を円滑に実施するため、広域火葬体制を整備する必要がある。 ○ 災害発生時には放浪・逸走動物(特定動物を含む)や負傷動物が多数生じるため、これらの動物を保護・収容する必要がある。また、飼養場所の確保や適切な飼養管理が必要である。 ○ 多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想されることから、これらの動物のためのスペース確保に努める必要がある。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3	職員・施設等の被災及び各種情報の滅失等による機能の大幅な低下

対象の事象	回避に向けた評価結果
3-1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の防災拠点として重要な役割を担う各地域の公共施設の耐震化を図る必要がある。 ○ 災害による混乱や避難生活者の空き家などが生じることから、被災地における治安の維持等を図る必要がある。 ○ 被災者にとって運転免許証は生活の維持に必要不可欠であり、災害により運転免許証の有効期間内の更新ができず、また、運転免許証を紛失する場合が想定されるため、被災状況に応じた運転免許証更新等に関する情報の発信などきめ細かい対応が必要である。
3-2	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害発生直後から、救助等のルートを確保するとともに、停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備について関係機関と連携する必要がある。 ○ 大規模自然災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通規制資機材を整備する必要がある。
3-3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における防災拠点となる交番の耐震化率を100%とする必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、取組の実効性を高めるための検討をする必要がある。 ○ 大規模自然災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の非常用電源設備の導入を推進する必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

対象の事象	回避に向けた評価結果
4-1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時に執務体制を維持するための電力確保に関し、取組の実効性を高めるための検討をする必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の非常用電源設備の導入を推進する必要がある。(再掲) ○ あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、一元的に伝達する体制を整備することが必要である。

対象の事象	回避に向けた評価結果
4-1	○ 大規模自然災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、関係機関との連携やインターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるようにする必要がある。
4-2	○ 防災情報メールや防災アプリ等の存在及び入手できる情報の内容を町民に十分周知する必要がある。
4-3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教室・訓練参加の妨げとなっているコスト認知を緩和していくため、自分のペースで参加しやすい環境も整えていく必要がある。 ○ 防災情報メールや防災アプリ等の存在及び入手できる情報の内容を町民に十分周知する必要がある。(再掲) ○ あらゆる災害時において、様々な情報を迅速・的確に把握し、伝達する手段を確保する体制を整備することが必要である。(再掲) ○ 大規模自然災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、関係機関との連携やインターネット等を活用し各道路管理者の道路・交通に関する災害情報等を一元的に提供できるようにする必要がある。(再掲) ○ あらゆる災害時において、迅速な消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等及びそのために必要な情報収集・共有が必要である。 ○ 高齢者や障害者等の災害時要配慮者の避難所における福祉ニーズを的確に把握し、支援体制を構築する必要がある。(再掲) ○ 災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、案内板設置や外国語の付記、「やさしい日本語」の標記等環境づくりの取組を促進する必要がある。 ○ 地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活性化に取り組む必要がある。 ○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。 ○ 自主防災組織が豪雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による社会経済活動の低下
	5-2	産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3	幹線が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞

対象の事象	回避に向けた評価結果
5-1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を整理し、BCPの策定を促進する必要がある。 ○ 大規模自然災害発生後において、物資等の輸送の滞りにより経済活動の支障となる懸念があり、対策を検討する必要がある。 ○ 陸上輸送が機能しない場合の複数ルート確保などの検討が必要である。(再掲)

対象の事象	回避に向けた評価結果
5-2	○ 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握のうえ、関係機関と連携しながら、的確な対応をとる必要がある。
5-3	○ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)が起きた際に、道路法面の崩壊や電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性があり、緊急性の高い箇所について対策を実施する必要がある。(再掲) ○ 災害が発生した場合においても地域の防災拠点となる施設の整備を優先して行う必要がある。 ○ 土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組や、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、町民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通規制資機材を整備する必要がある。(再掲)
5-4	○ 災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、必要に応じて、協力を得られた民間業者等と物資の調達に関する協定を締結し、生活関連商品等の安定確保を図る必要がある。(再掲)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全

対象の事象	回避に向けた評価結果
6-1	○ 大規模自然災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の非常用電源設備等の導入を推進する必要がある。(再掲)
6-2	○ 災害に強い水道を構築するために、水道施設の耐震化とともに、危機管理体制の強化が必要である。(再掲) ○ 管路の老朽化による漏水事故を防止し、安定した水の供給を図るため、計画的に更新事業を推進する必要がある。(再掲) ○ 水道施設に対し、簡易診断を実施し、耐震性能が不足する施設については、対策を実施する必要がある。(再掲)
6-3	○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲) ○ 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を行う必要がある。

対象の事象	回避に向けた評価結果
6-4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や、南海トラフ巨大地震等により緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があり、機能強化を図る必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害(地震、台風、竜巻等)が起きた際に、道路法面の崩壊や電柱等が倒壊することにより、道路が寸断し、災害時の救援活動の妨げになる可能性があり、緊急性の高い箇所について対策を実施する必要がある。(再掲) ○ 災害が発生した場合においても地域の防災拠点となる施設の整備を優先して行う必要がある。 ○ 土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組や、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、町民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要がある。(再掲) ○ 災害時に、緊急に人員の輸送が生じた場合、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。 ○ 広域かつ影響が長期にわたる災害においては、被災者及び災害対策要員の輸送のみならず、町民の日常生活や経済活動の復旧に伴い、通勤・通学等の移動手段を確保する必要がある。 ○ 大規模自然災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通規制資機材を整備する必要がある。(再掲)
6-5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、施設の機能を適切に維持するためには、AI^{*6}/IoT^{*7}などのデジタル技術^{*8}の活用や管理者の枠を超えた連携が必要である。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震等に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
	7-5	農地・森林等の被害による町土の荒廃

対象の事象	回避に向けた評価結果
7-1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時に適切に対処するためには、あらゆる事態を想定した平素からの各種訓練の継続、民間団体や関係機関との連携強化、災害用装備資機材の充実など、危機管理体制の維持・強化が必要である。(再掲) ○ 地域の重要な防災力である消防団の団員の減少・高齢化への対策や、平日昼間の災害時の対策を講じる必要がある。また、消防本部及び消防署や自主防災組織等との連携も少ないことから、消防団の充実強化及び地域の防災機関・団体との連携強化を図ることが必要である。(再掲) ○ 大規模自然災害時には、警察・消防・自衛隊等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。(再掲) ○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。(再掲) ○ 自主防災組織が豪雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲) ○ 雨水の流出抑制や町における自然環境の保全の観点から、公園や緑地等のグリーンインフラを適切に配置する必要がある。(再掲)

対象の事象	回避に向けた評価結果
7-1	○ 地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適正な配置及び整備を行う必要がある。(再掲)
7-2	○ 住宅・建築物の耐震化のほか、既存建築物の総合的な安全対策を講じる必要がある。(再掲)
7-3	○ 治山施設の整備等には多くの時間を要するため、町民の適切な避難行動につながるソフト対策にも取り組んでいく必要がある。 ○ 「防災重点ため池」の多くは、直ちに危険な状態にない場合でも、管理不足や近年頻発している豪雨を契機として決壊等により人や家屋などへの被害が発生する恐れがある。 ○ 集落排水施設の機能低下や機能不全により、農業生産活動のみならず農村地域の生活環境への影響が懸念されるため、対策を実施する必要がある。 ○ 基幹的な農道の機能低下や機能不全により、農業生産に必要な流通のみならず地域の日常生活への影響が懸念されるため、対策を実施する必要がある。
7-4	○ 災害時において、化学物質等が流出し、健康被害の発生や土壌・水質・大気汚染等の二次被害が発生した際には、速やかに流出した化学物質の種類・性状等を把握のうえ、関係機関と連携しながら、的確な対応をとる必要がある。(再掲) ○ 毒物劇物を多量に取り扱う製造施設等において、施設の耐震性の向上等、防災体制の整備を図る必要がある。
7-5	○ 人口減少や高齢化の進行等により、保全管理ができない農地や農業用施設が増加し、これらが有する防災機能(下流域の湛水防止など)の低下が懸念されるため、対策を実施する必要がある。 ○ 管理の不十分な森林が拡大し、土地の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、手入れ不足の人工林の解消や地域による保全活動を拡大させていく取組が必要である。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等の不足や基幹インフラの損壊、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

対象の事象	回避に向けた評価結果
8-1	○ 災害発生時に迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を行う必要がある。(再掲)
8-2	○ 大規模自然災害の多発や技術者の不足が顕在化する中で、持続可能な建設産業を実現するためには、AI/IoTなどのデジタル技術の活用やデータ連携などによる、新たなインフラマネジメントの仕組みづくりが必要である。(再掲)

対象の事象	回避に向けた評価結果
8-3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に支障をきたした浄化槽の復旧を速やかに行う必要がある。 ○ 下水道施設の機能停止時にも早期の復旧を図るため、BCPの見直しを行う必要がある。(再掲)
8-4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時には、警察・消防・自衛隊等による「公助」が不足することが過去の例からも想定されるため、地域の防災力の充実強化のため、自主防災組織の設立促進と組織活動の活発化に取り組む必要がある。(再掲) ○ 地域住民の関心や協力を引き出し、地域防災の推進役となる新たなリーダーの発掘・養成に取り組む必要がある。(再掲) ○ 自主防災組織が豪雨災害時等に組織的に活動をするためには、平素から非常時の役割分担や活動を開始するタイミング等を定めた体制をつくる必要がある。(再掲) ○ 災害時において、被災された高齢者の支援を円滑に行うためには、平時から関係者の連携体制を強化させる必要があるため、災害時も機能する地域包括ケアシステムの構築が必要である。(再掲) ○ 雨水の流出抑制や町における自然環境の保全の観点から、公園や緑地等のグリーンインフラを適切に配置する必要がある。(再掲) ○ 地震・火災などの災害時に、防災拠点や避難地となる公園や避難路などの適切な配置及び整備を行う必要がある。(再掲) ○ 大規模自然災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保を図る必要がある。 ○ 人口減少や高齢化の進行等により、保安全管理ができない農地や農業用施設が増加し、これらが有する防災機能(下流域の湛水防止など)の低下が懸念されるため、対策を実施する必要がある。(再掲) ○ 管理の不十分な森林が拡大し、土地の保全など森林の有する公益的機能の低下が懸念されるため、手入れ不足の人工林の解消や地域による保全活動を拡大させていく取組が必要である。(再掲) ○ 町指定文化財(建造物)についても、現況(形状・素材)を維持した状態で、耐震化を図っていく必要がある。
8-5	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者不明土地や多数共有地(相続人多数)が存在する場合、土地所有者の特定、取得に時間を要するため、事前の取組が必要である。 ○ 大規模自然災害時などに、建物倒壊等により住居を失った被災者が大勢いた場合、その居住場所の早期確保を図る必要がある。(再掲)
8-6	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する必要がある。 ○ 災害が発生したとしても、企業が災害時に果たす役割を認識し、各企業において重要業務を整理し、BCPの策定を促進する必要がある。(再掲)

第3節 強靱化の推進に向けた取組

第1項 強靱化の推進に向けた分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」ごとに行った脆弱性評価の結果をもとに、これを回避するために取り組むべき施策を検討しました。

取り組むべき施策については、第6次総合計画における将来像を実現するための6つの「基本目標」に基づき、分野を設定します。

＜設定する分野(将来像実現のための基本目標)＞

- ①福祉・子育て・健康(基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち)
- ②教育・文化・スポーツ・人権・国際(基本目標2 学ぶ力と豊かな心を育むまち)
- ③産業・観光・地域ブランド(基本目標3 活力と魅力に満ちた元気なまち)
- ④防災・都市基盤・生活(基本目標4 安心・安全で快適に暮らせるまち)
- ⑤都市計画・環境(基本目標5 人と自然が調和する美しいまち)
- ⑥町民参画・行財政・デジタル化・広域連携(基本目標6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまち)

第2項 各分野の強靱化に向けた取組

総合計画の各分野(将来像実現のための基本目標)における具体的施策と脆弱性評価で設定した36の「起きてはならない最悪の事態」の関係を次表のとおり整理しました。

強靱化の推進に向けた取組については、各具体的施策のページに記載しています。

「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表 マトリクス			1 直接死を最大限防く	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する										3 必要不可欠な行政機能は確保する			
分野 (基本目標)	基本施策	具体的施策	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	3-1	3-2	3-3		
			住居・建物・交通施設等の複合的大規模な死者の発生	安否の不明なまま広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死者の発生	大規模な土砂災害等による多数の死者の発生	食料・飲料・電力・燃料等の供給停止	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助活動の停滞	想定を超える大量の被災者発生、混乱	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不応の発生による医療・福祉機能の麻痺	疫病・感染症等の大規模発生	劣悪な避難生活環境・不十分な健康管理・死者の発生	被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	通信機等の全面停止等による重大な事故の発生	職員・施設等の被災及び各種情報の消失等による機能の大幅な低下		
福祉 子育て・健康	1 地域福祉の推進	1 地域共生社会の構築	●														
		2 地域福祉活動の推進	●														
	2 子育て支援の推進	1 くまの版ネボラの推進							●								
		2 子どもに関する医療体制の充実															
		3 保育サービスの充実	●														
		4 子育て支援事業の充実															
		5 子どもを育む環境の充実															
		6 子どもの権利を尊重した社会の実現															
	3 高齢者福祉の推進	1 地域包括ケアシステムの推進						●	●			●	●				
		2 介護保険事業の推進						●	●			●	●				
		3 生きがいづくりと社会参加の促進						●	●			●	●				
		4 安心・安全な生活の確保	●	●	●			●	●			●	●				
	4 障害者福祉の推進	1 障害者福祉の推進															
		2 障害者が暮らしやすい社会の確立						●									
		3 相談・保健・療育体制の整備						●	●								
		4 障害福祉サービスの提供						●	●								
		5 社会参加と就労支援の充実										●					
	5 健康づくりと地域医療体制の充実	1 町民の主体的な健康づくりの推進						●									
		2 心の健康づくりの推進															
		3 「食」による健康づくりの推進							●								
		4 疾病予防・感染症対策の充実															
		5 歯科保健対策の充実															
		6 医療体制等の充実							●								
	6 社会保障の安定	1 国民健康保険の安定的な運営															
2 後期高齢者医療制度の安定的な運営																	
3 国民年金制度の普及・啓発																	
4 生活の安定と自立の支援								●	●								
教育・文化・スポーツ・人権・国際	1 学校教育の推進	1 幼保小中連携教育の推進															
		2 適正な学校配置の検討	●	●	●												
		3 学校教育体制の充実															
		4 地域における学校支援の充実															
		5 ふるさと教育の推進															
		6 健やかに学ぶ環境の整備															
		7 学校施設の整備	●	●	●			●	●	●							
		8 安全対策の強化	●	●	●			●	●	●							
	2 生涯学習の振興	1 生涯学習推進体制の充実															
		2 生涯学習活動の活性化															
	3 文化・芸術の振興	1 地域文化活動の支援															
		2 芸術文化の振興															
		3 文化活動の推進															
		4 文化財等の保護と継承															
	4 スポーツの振興	1 スポーツ振興体制の充実															
		2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化															
		3 総合型地域スポーツクラブの育成と定着															
		4 スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用							●	●							
	5 人権が尊重された社会づくり	1 人権教育・学習や人権啓発の充実															
		2 人権相談・相談体制の充実															
	6 青少年健全育成	1 スポーツ・レクリエーション活動の活性化															
		2 男女共同参画社会の推進															
	7 地域間交流・多文化共生・国際理解の推進	1 健全育成の推進															
		2 青少年活動の推進															
1 多世代交流・国際理解の推進																	
2 とまへあふ体制の整備																	
3 地域活動への参画支援																	
1 移住・定住の推進		1 定住に関する情報提供・相談の充実	●		●												
2 商工業の振興		2 定住支援制度の検討															
	3 地域資源の活用																
	4 「まち」のブランド創出																
	1 中小企業・小規模事業者への支援																
	2 商店街の賑わいづくり																
3 観光の振興	3 商業空間の整備																
	4 地域産業の育成																
	5 新たな取組への支援																
	1 筆の里工場の魅力アップ																
	2 観光推進体制の強化																
	3 魅力ある観光・交流の推進																
	4 各種イベントの実施																
4 雇用の促進	5 多様な媒体による観光情報の提供																
	6 熊野町観光協会(仮称)の創設																
	7 熊野町観光まちづくり計画(仮称)の策定																
	1 雇用機会の確保																
	2 起業の支援																
5 熊野筆ブランドの充実	3 優良企業の誘致																
	1 熊野筆ブランドの振興																
	2 熊野筆事業協同組合の支援及び連携																
	3 需要開拓や新たな商品開発の支援																
4 ふるさと納税を生かした熊野筆のPR																	

「起きてはならない最悪の事態」と分野別施策との整理対照表 マトリクス			1 直接死を最大限防く			2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する						3 必要不可欠な行政機能は確保する					
分野 (基本目標)	基本施策	具体的施策	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4	2-5	2-6	2-7	3-1	3-2	3-3		
			住宅・建物・交通施設等の復旧・大規模な倒壊や密集市街地における大規模火災による死傷の発生	の浸水による多数の死傷者の発生	の大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	食料・飲料水・電力・燃料等に関する物資・エネルギー供給の停止	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	自助・救急・警察・消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混雑	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足の途絶による医療・福祉機能の麻痺	疫病・感染症等の大規模発生	少ない避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	被災による警察機能等の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	通信機の全面停止等による重大交通事故の多発	職員・施設等の被災及び各種情報の漏失等による機能の大幅な低下		
4 安心・安全な生活環境の確保 (防災・都市基盤整備)	1 防災・減災対策の強化	1 総合的な防災体制の確立	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		2 防災意識の高揚	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3 地域防災力の向上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4 災害応急体制の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	2 砂防・治山・治水の推進	1 自然災害対策の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		1 消防・救急体制の充実・強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	3 消防・救急体制の充実	2 消防団活動の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		1 道路の整備・充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	4 道路交通網の整備・充実	2 道路の維持管理・安全対策の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3 公共交通の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		1 良好な住宅・宅地の供給	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	5 生活インフラの整備	2 上下道の安定供給	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3 下水道施設の維持	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4 公共施設の有効活用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		5 施設のバリアフリー化の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		6 施設の長寿命化の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		1 防犯対策の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	6 防犯・交通安全対策の推進	2 地域防犯活動の支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		3 交通安全意識の高揚	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		4 交通安全環境の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		1 啓発の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
7 消費者の保護と意識啓発	2 消費者保護の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	1 計画的な土地利用の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5 人と自然が調和する美しいまちづくり (都市計画環境)	1 土地利用と都市計画の推進	2 市街地や集落の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		3 良好な中心市街地の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		4 利便性の高い地域活動拠点づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		5 その他の地点の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		1 都市公園の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 公園・緑地の整備・保全	2 特色ある公園づくり	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3 緑化の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	1 自然環境の保全と創造	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 自然環境の保全	2 森林・林道等の保全	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3 自然とふれあう場の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	4 環境保全の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	1 ごみの減量化・資源化の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 循環型社会の形成	2 ごみの処理体制・施設の整備	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3 公害防止対策の充実	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	1 良好な景観の創出と保全	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
5 美しい景観の形成	2 美しいまちづくりの推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	1 農業生産基盤の荒廃化の防止	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6 農地の維持	2 農業経営基盤の維持と活用の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3 地産地消の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	1 自治意識の高揚	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
6 自立と協働 みんなで創る持続可能なまちづくり (町民参画・行政・デジタル化・広域連携)	1 町民参画の推進	2 住民自治活動の支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		3 地域協働の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		4 政策形成過程への町民参画の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		5 町民参画による事業の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		1 持続性を高める行財政運営の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2 効率的・効果的な行財政運営の推進	2 健全な財政運営	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	3 適切な人材の配置と育成	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
3 スマート自治体への体制整備	1 スマート自治体の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2 情報化社会に対応した広報・広聴の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
4 広域連携の推進	1 広域事業の推進	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	2 国・県との連携強化	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

第4節 用語解説

番号	用語	解説
※1	国土強靱化基本計画	国において、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が制定され、国において国土強靱化基本計画が策定された。強靱とは強くてしなやかなことをいい、国土強靱化とは国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことをいう。
※2	サプライチェーン	商品や製品が消費者に届くまでの一連の生産・流通プロセスのこと。
※3	立地適正化計画	急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。
※4	浚渫	海底・河床などの土砂を、水深を深くするために掘削すること。
※5	地域包括ケア	医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方。
※6	AI	Artificial Intelligenceの略。人工知能。人間の脳が行っている知的な作業をコンピューターで模倣したソフトウェアやシステムのこと。
※7	IoT	Internet of Thingsの略で「モノのインターネット」と訳される。パソコンやスマホなどの情報通信機器に限らず、様々なモノがインターネットにつながり、より便利な生活やビジネスにつながる仕組みのこと。
※8	デジタル技術	すべての情報を数字に変換して処理する技術こと。音声や映像から金融情報や医療情報、知能まで、あらゆる情報を数字のデータであるデジタル情報に変えることで、ICTの発展や業務の効率化、高付加価値の創出に向けた取組が期待されている。